

令和8年2月3日

赤穂市手話施策推進会議

委員長 岩本吉正 様

委員各位

赤穂イヤモード代表 平山 典子

意見書

赤穂市手話施策推進会議の委員の皆さまには『赤穂市みんなの和を広げる手話言語条例』（以下手話条例）に関してのご審議ありがとうございます。

手話に関する法律等を整理してみました。平成18（2006）年国連総会で障害者権利条約が採択され「手話は言語である」と明記されました。日本では平成23(2011)年改正障害者基本法で「言語（手話を含む）」と規定されました。

平成24（2013）年に成立・施行した『障害者支援法』は地域社会における共生を目的としており、地域生活支援事業の市の必須事業として意思疎通支援事業と手話奉仕員養成研修事業があります。この二つの事業に手話が含まれています。その後平成25（2013）年に鳥取県で初めての手話条例が制定され、全国的な流れの中で赤穂市でも平成30（2018）年に手話条例が制定されました。

それから約8年が経過し、この間に障害者に関する国の法律がいくつか成立しています。令和4（2022）年に『障害者者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法』が成立、施行されました。これは全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であり、障害者が障害のないものと同じの内容を同一時点で取得できるようにすることを基本理念としています。

令和6（2024）年には『改正障害者差別解消法』が成立し「合理的配慮」の提供がすべての事業者に義務づけられました。さらに令和7（2025）年には『手話施策推進法』が施行され「国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施す

る責務を有する」と規定されました。

このように、手話は地域社会で生活するためのコミュニケーション手段から、社会生活を営むためにそして災害等の非常時にも確実に情報を得るための手段として必要な言語であると認められてきました。

赤穂市の手話条例の推進・実施においてもこのような情勢の変化を受け止めてご審議いただきますようお願いいたします。手話の啓発のみならず、手話を第一言語としている者にとっては社会生活を送るためには必要不可欠な言語であるという認識を確認していただきたいと思います。

次に要約筆記者として、手話通訳者と共に意思疎通支援事業を担う立場からの要望です。

① 手話通訳者の確保

赤穂市内の通訳派遣に市内の通訳者が不足し、他市町からの通訳者が派遣されている現状があります。毎年手話奉仕員が養成されていますが、手話通訳者の育成に至っていません。手話は言語であり、言語は使用することで上達します。手話奉仕員をボランティア等で活動してもらい手話を使用する機会を増やしてはどうでしょうか。赤穂市のイベントで積極的に手話を披露することで啓発にもつながると思います。手話通訳者を目指すものに現場経験の場を提供してください。

② 手話通訳の提供の機会を増やす

現在赤穂市のイベントで手話通訳がつくものは福祉関係の2つだけです。その他のイベントや講演会・研修なども案内に「手話が必要な方はお申し出ください」の告知を載せてください。赤穂市は通訳者派遣に障害者手帳所持の要件がありません。それをアピールするためにも赤穂市主催以外にも社会福祉協議会・商工会議所・各学校のイベントに手話・要約筆記を提供する案内をつけてください。依頼すれば通訳がつくということを市民に知っていただき、通訳の現場をより多くの市民に見ていただく機会を増やしたいと願います。

以上